

## 信用取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

○信用取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差入れていただき、売付けに必要な株券（※）、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等（以下「株券等」といいます。）や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。

○信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。

○信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

(※) 株券…この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

### 手数料など諸費用について

- ・信用取引を行うにあたっては、別紙 1 「<手数料など諸費用について>」に記載の売買委託手数料、信用取引管理費および信用取引名義書換料等をいただきます。
- ・信用取引の買付けの場合、買付代金に対する金利をお支払いいただきます。また、売付けの場合、売付株券等に対する貸株料および品貸料をお支払いいただきます。

### 信用取引委託保証金について

- ・信用取引を行うにあたっては、別紙 1 「<信用取引委託保証金について>」に記載の信用取引委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差入れていただきます。
- ・信用取引委託保証金は、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙 2 「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。

### 信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、以下の内容を十分に把握する必要があります。

- ・信用取引を行うにあたっては、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券等の裏付けとなっている株式、債券、不動産、商品等（以下「裏付資産」(※1) といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた信用取引委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・信用取引の対象となっている株式等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた信用取引委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすることなどによって、信用取引委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差入れていただく必要があります。
- ・所定の期日までに不足額を差入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部または全部を決済（反対売買または現引・現渡）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- ・信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、信用取引委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。なお、当該対象銘柄選定基準等については当社ホームページ（日々公表銘柄の指定等に関するガイドラインおよび信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン）参照

このように信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

#### **信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません**

- ・信用取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 信用取引の仕組みについて

### ○ 制度信用取引

- ・制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料および返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等および買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借入れること（貸借取引）ができます。
- ・制度信用取引ができる銘柄は、株券のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借入れることは原則として可能ですが、売付株券を借入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。
- ・制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできません。なお、制度信用取引を継続することが適当でない認められるときには、制度信用取引の返済期限（6か月）の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。
- ・制度信用取引における金利、貸株料は、その時々々の金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※2）。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社にご確認ください。

また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株券を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受取ることとなりますが、品貸料は、その時々々の株券調達状況等に基づき決定されることとなります（※2）。

- ・制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。

なお、貸株料等の信用取引に係るコストについては、取引の開始の際に当社ホームページでご確認ください。

- ・制度信用取引によって売買している株券が、株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。（注）ただし、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

⇒売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率1：2等）

株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付けまたは買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。

⇒上記以外（非整数倍）の株式分割の場合（分割比率1：1、5等）

金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。

また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約3か月後）、配当調整額を買い方は受取り、売り方は支払うこととなります。

（注）制度信用取引では、お客様が買付けた株券は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券に株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性および換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価

値が事実上無価値または無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

- ・証券金融会社は、貸借銘柄について、株券の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・現引による返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

## ○ 一般信用取引

- ・一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券を対象としますが、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- ・一般信用取引ができる銘柄は、株券であれば、上場廃止基準に該当した銘柄および当社が独自に取引を制限している銘柄を除いたものとなります。なお、金融商品取引所が売買状況等により、特定の銘柄について一般信用取引の利用を禁止する場合があります。
- ・一般信用取引における貸株料、返済期限および金利は、その時々々の金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※2）。また、貸株料、および金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、一般信用取引を利用されるお客様は当社ホームページでご確認ください。
- ・一般信用取引によって売買している株券について株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社ホームページでご確認ください。
- ・一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、原則として、制度信用取引のように、証券金融会社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありませんが、当社の与信管理の都合上、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を越えて一般信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に当社ホームページでご確認ください。
- ・一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。
- ・当社の一般信用取引は返済期限3年の新規買建にかかる取引です。新規売建は取扱っておりません。

※1 裏付資産が、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な裏付資産を含みます。

※2 その額は、その時々々の金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

## **信用取引に係る金融商品取引契約の概要**

当社における信用取引については、以下によります。

- ・お客様に信用を供与して行う株券等に係る次の取引  
取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- ・信用取引に係る委託保証金または代用有価証券の管理

## **金融商品取引契約に関する租税の概要**

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・信用取引における配当落調整額は、株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。

・信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。

なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

・買付けを行ったお客様が受取る配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、買付けに係る対価の額から控除されます。

売付けを行ったお客様が支払う配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、売付けに係る対価の額から控除されます。

・信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## **当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」および「同意書」に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、「証券取引サービス信用取引取扱規程」「信用取引に関する説明書」「証券取引サービス信用取引ルール」「信用取引口座設定約諾書」および「同意書」については十分お読みいただき、その写しを保管してください。

・信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

・信用取引で注文なさる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、制度信用取引を行うのか、一般信用取引を行うのかの別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。

・金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄の指定等に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。

・お客様が当社に差入れた信用取引委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、信用取引委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、信用取引によって買付けた株券および信用取引によって株券を売付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済および現引・現渡による信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

・適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）が信用取引の売付けを行う場合およびそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付 1 回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の 50 倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなります。また、発注に際して当社独自の規制をしておりますので、注意してください。

なお、詳細については当社ホームページ（「空売り規制について」）をご参照ください。

- ・注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- ・万一、「取引報告書」の記載内容が相違しているときは、速やかに当社の監査部へ直接ご連絡下さい。

## **当社の概要**

商号等	株式会社証券ジャパン 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第170号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-18
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連絡先	監査部03-3668-2219又はお取引のある営業店にご連絡ください。

以上

平成23年9月22日改訂

## <手数料など諸費用について>

信用取引における諸費用は以下によります。

### (1) 売買委託手数料

#### ①インターネット取引

- ・ 約定毎手数料コース 約定代金 100 万円以下、1 取引につき 525 円  
約定代金 100 万円超、1 取引につき 1,050 円
- ・ 1 日定額コース 1 日の約定代金 300 万円ごとに 1,575 円

※約定代金の総計には現物・信用取引は合算されます。建玉の品受・品渡には手数料はかかりません。

※取引回数(注1)が30回以上の場合、現行の手数料に加えて21,000円の追加手数料を徴収(注2)

注1：取引回数＝約定に至った注文の数 注2：複数市場へのご注文は市場ごとに1回の注文となります

### (2) 信用取引の金利

①買方金利(年率) …………… 制度信用は 2.85%、 一般信用は 3.35%

②売方金利(年率) …………… 制度信用は 0%

※上記の金利は平成21年7月16日現在です。信用取引の利率(%)は、直近の金融情勢や証券金融会社と金融商品取引業者との貸借利率(日証金が金融商品取引業者に信用取引に関する融資を行う際の利率)の動向などに基づき当社が定める率です。変更の際は当社ホームページ上で通知いたしますのでご確認ください。

#### ③金利の算出方法

買方(売方)金利 = 新規建約定金額 × 買方(売方)利率(%) / 100 × 日数 / 365

※金利の日数計算は新規建受渡日から決済受渡日までの両端入れによって算出します。

※日計り取引の場合も一日分の信用取引金利が必要です。

※制度信用の売方は現在のところ金利水準が低いいため金利はありません。

### (3) 品貸料(逆日歩)

①制度信用取引において、証券金融会社の貸株(売)残高が融資(買)残高を超過し株不足が発生する場合、証券金融会社はその不足株券を機関投資家などから有料で調達し貸付けますので、そのコスト負担として品貸料が生じます。

②売方(売建玉)の場合は、株券の借り賃を下記③の計算式に基づき買方(買建玉)に品貸料としてお支払いいただきます。この品貸料を一般に「逆日歩」といいます。

#### ③品貸料(逆日歩)の算出方法

品貸料 = 新規建受渡日から決済受渡日の前日までの期間の品貸料の累計 × 売建株数

※一般信用取引の場合は、制度信用において逆日歩が発生しても、貸借取引を利用しませんので、買方は品貸料を受け取ることはできません。

※逆日歩は1株あたり何銭という計算で行われます。詳細は証券金融会社のホームページや日本経済新聞等でご確認ください。

### (4) 信用取引貸株料

①貸株料の金利(年利) …………… 売建約定金額に対し 1.15%

※制度信用取引において、証券金融会社が貸借取引における貸株(売建)などの利用金融商品取引業者から貸株(売建)の額に対し、一定率を乗じた額を日々徴収します。

#### ②貸株料の算出方法

貸株料 = 売建約定金額 × 貸株料率 / 100 × 日数(注) / 365

※日数計算は新規建受渡日から決済受渡日まで両端入れによって算出します。

※日計り取引の場合も一日分の信用取引貸株料が必要です。

※貸株料は逆日歩とは異なり買建玉のお客様が受取れるものではありません。

#### (5) 信用取引管理費

信用取引管理費は、信用取引（制度・一般）の建約定日から1ヵ月ごとの応当日を経過する都度発生します。料金は、1株につき10.5銭（単位株制度の適用を受けない銘柄については1株につき105円で、100円に満たない場合は最低105円となります）。なお、同一銘柄で同一約定日の建玉を含めすべて建玉ごとに算出し、1ヵ月の管理費は最低105円で、上限は1,050円となります。

#### (6) 信用取引名義書換料

①信用取引名義書換料は、権利処理手数料として信用取引（制度・一般）の買建玉がある状態で権利付き売買最終日を超えた場合1取引単位当たり52.5円かかります。

②信用取引名義書換料の算出方法

名義書換料 = 建株数 × 52.5円（税込） ÷ 当該銘柄の1単元の株式数（注 算出結果1円未満は切り捨て）

※大幅な株式分割が行われた場合に、例外として当社の判断により減額することがあります。

※諸費用として信用取引名義書換料が差引かれるのは、決算月の場合には権利落ち日に、決算月以外の場合には権利落ち日の翌営業日となります。

※権利付には本・中間決算のほか臨時株主総会出席株主確定のための基準日設定や分割などのすべての権利確定が含まれます。

### <信用取引委託保証金について>

#### (1) 信用取引委託保証金率および最低委託保証金

①信用取引委託保証金率は30%です。

※新規建時の必要最低の信用取引委託保証金は30万円以上です。

※相場の変動や取引などにより委託保証金が30万円を下回った場合、または、委託保証金率が30%を下回った場合、新規建を行うことはできません。返済注文の発注は可能です。

②信用取引委託保証金率の算出方法

$$\text{信用取引委託保証金率 (\%)} = \left\{ \begin{array}{l} \text{現金保証金合計} + \text{代用有価証券〔現金換算〕合計} \\ - \text{諸経費} - \text{建玉評価損益合計} - \text{未受渡決済損金} \end{array} \right\} \div \text{建玉代金合計} \times 100$$

※信用取引委託保証金率は、現在の信用建玉に対して委託保証金の占める割合(%)を計算した数値で、制度信用と一般信用を合算します。

※信用取引委託保証金は翌々営業日状態の残高（現金保証金合計+代用有価証券〔現金換算〕合計）より、現在の建玉評価損などを差引いた数値です。

※「諸経費」は金利、手数料、管理費、貸株料、書換料および消費税などお客様にご負担いただく合計額です。なお、お客様の受入となる逆日歩等は信用新規建注文余力に加味されません。

※「建玉評価損益合計」は建玉の評価益と評価損を通算し、通算の結果マイナスとなる場合の損失額のみ計上し、プラスとなる場合は、建玉評価損益の合計はゼロとして計上します。従って、プラスとなる分の

評価益は信用新規建注文余力に加味されません。

※「未受渡決済損金」は建玉を反対売買し、受渡が済んでいない決済損金です。また、受渡が済んでいない「未受渡決済益金」についても信用新規注文余力に加味されません。

### ③新規建の限度

新規建は「信用新規建注文余力」の限度内で行うことができます。

※「信用新規建注文余力」とは、当社の定める方法により、新規建日の翌々営業日以降の予定委託保証金率を計算し、最も低い予定委託保証金率が30%を超える部分に相当する委託保証金額によって新規建できる限度額です。

注) 金融商品取引所および当社の判断による増担保規制銘柄の建玉を保有している場合、委託保証金率が30%を超えていても新規建を行うことができない場合もあります。

なお、増担保規制銘柄については、当社ホームページの「銘柄情報」でご確認ください。

## (2) 二階建ての制限

代用有価証券と買建玉に同一銘柄が含まれる場合を二階建てといたします。代用有価証券の銘柄が、現金換算で担保総額の50%を占める場合は、当該銘柄と同じ銘柄の新規買建てができません。

## (3) 追加保証金（追証）が発生した場合に対応について

### ①信用取引の委託保証金の最低維持率は25%です。

※建玉評価損の拡大または代用有価証券の値下がりなどにより、大引け後のお客様の委託保証金率が最低維持率を下回った場合には、下回った日から起算して3営業日目の正午までに30%を回復するまで追加保証金を差入れていただき、かつ、当社が着金を確認できることが必要です。

※委託保証金率が20%を下回った場合、追加保証金発生日の翌営業日正午までに当社の定める委託保証金率に戻るまでの追加保証金を、当社からの請求にかかわらず差入れていただきます。

※追加保証金差入れ期日までに不足金のご入金がない場合、お取引を制限することがございます。

### ②追加保証金（追証）発生後に委託保証金率を回復しなかった場合の対応

追加保証金が発生しその後委託保証金率の回復改善が見られず、以下に掲げる事象に該当する場合、お客様に通知することなく当社の任意により当社で反対売買する手数料でお客様の計算にて反対売買（現引、現渡を含む）により決済処理することができるものとします。

●信用取引委託保証金率が25%を5営業日連続して下回った状態が続いた場合は、発生日の6営業日以降

●信用取引委託保証金率が20%を下回り、発生日の翌営業日正午までに最低維持率（25%）に戻るまでの追加保証金の差入れが確認できなかった場合は、発生日の翌々営業日以降

※反対売買による決済損が現金保証金で充当しきれない場合は、受渡日までに不足金を入金していただきます。

※お客様より入金等の意思が確認できない場合は、受渡日を待つことなく代用有価証券を当社の任意でお客様の計算により処分し充当させていただくこともあります。

以 上

## 代用有価証券の種類、代用価格等

信用取引委託保証金は、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

上場株券	……………	80% 以下
上場投資信託・上場投資証券	…	80% //

信用取引委託保証金率および代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されることまたは当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

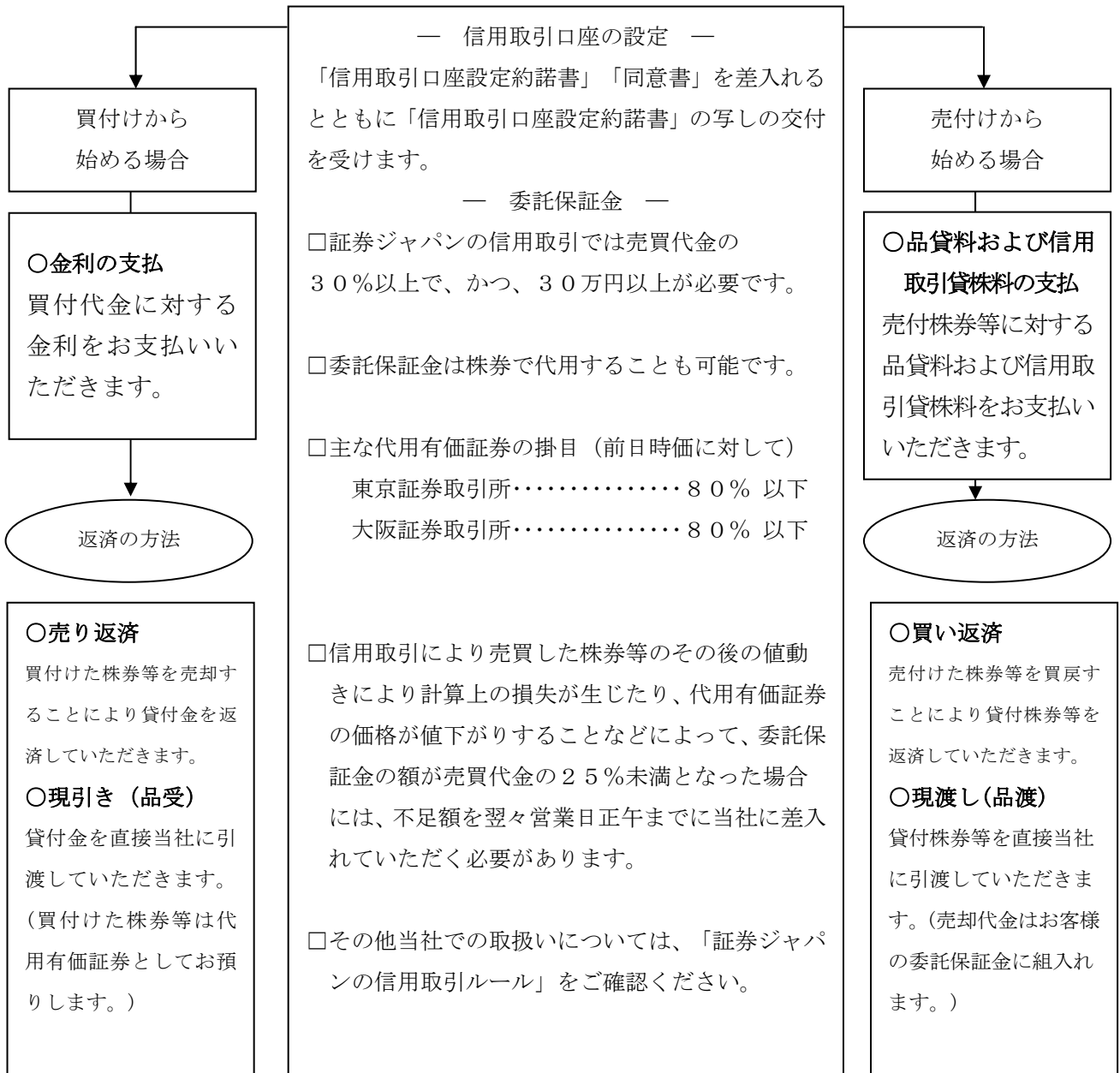
なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更または除外（以下「掛目の変更等」といいます。）を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（または除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して 5 営業日目の日といたします。ただし、下記④の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。（当社「取引に関する説明書」参照）

- ① 発行会社の株価が一定金額を下回った場合
- ② 発行会社の株価が過度な信用取組などにより異常な株価水準を形成し、今後、大幅に下落することが予想されると当社が判断する場合
- ③ 発行会社が債務超過となった場合
- ④ 上記①～③のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続、かつ、大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、以下のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

○ 信用取引（制度信用・一般信用を含む）の主な流れ



- ※1 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力などが必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ※2 金利の取扱いについては、お客様と当社との合意によって決定されますので、事前に当社ホームページでご確認ください。
- ※3 信用取引委託保証金率および現金保証金率ならびに代用有価証券の掛目については、市場の動向などにより、金融商品取引所により変更されるまたは当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

以上

平成23年10月24日改訂